

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2019年3月26日

【会社名】 株式会社大塚家具

【英訳名】 OTSUKA KAGU, LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 大塚 久美子

【本店の所在の場所】 東京都江東区有明三丁目6番11号

【電話番号】 03(5530)4321(代表)

【事務連絡者氏名】 財務部長 青木 洋

【最寄りの連絡場所】 東京都江東区有明三丁目6番11号

【電話番号】 03(5530)4321(代表)

【事務連絡者氏名】 財務部長 青木 洋

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 新株予約権証券

【届出の対象とした募集金額】

その他の者に対する割当	
第2回新株予約権証券	4,680,000円
新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額	832,680,000円

(注) 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少します。

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2019年3月8日に提出した有価証券届出書及び2019年3月11日に提出した有価証券届出書の訂正届出書について、2019年3月26日に臨時報告書を提出したことに伴い、当該書類を参照書類に追加するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものです。

2 【訂正事項】

第三部 【参照情報】

第1 【参照書類】

3 【臨時報告書】

3 【訂正箇所】

訂正箇所は、_____ 罫を示してあります。

第三部 【参照情報】

第 1 【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第 5 条第 1 項第 2 号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

< 訂正前 >

(前略)

3 【臨時報告書】

上記 1 の有価証券報告書提出日以後、本有価証券届出書の訂正届出書の提出日(2019年 3 月11日)までに、以下の書類を提出しております。

- (1) 金融商品取引法第24条の 5 第 4 項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第 2 項第 9 号の 2 の規定に基づく臨時報告書を2018年 3 月27日に関東財務局長に提出
- (2) 金融商品取引法第24条の 5 第 4 項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第 2 項第12号の規定に基づく臨時報告書を2018年 4 月13日に関東財務局長に提出
- (3) 金融商品取引法第24条の 5 第 4 項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第 2 項第 4 号の規定に基づく臨時報告書を2019年 2 月15日に関東財務局長に提出
- (4) 金融商品取引法第24条の 5 第 4 項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第 2 項第 9 号の 4 の規定に基づく臨時報告書を2019年 3 月11日に関東財務局長に提出

< 訂正後 >

(前略)

3 【臨時報告書】

上記 1 の有価証券報告書提出日以後、本有価証券届出書の訂正届出書の提出日(2019年 3 月26日)までに、以下の書類を提出しております。

- (1) 金融商品取引法第24条の 5 第 4 項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第 2 項第 9 号の 2 の規定に基づく臨時報告書を2018年 3 月27日に関東財務局長に提出
- (2) 金融商品取引法第24条の 5 第 4 項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第 2 項第12号の規定に基づく臨時報告書を2018年 4 月13日に関東財務局長に提出
- (3) 金融商品取引法第24条の 5 第 4 項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第 2 項第 4 号の規定に基づく臨時報告書を2019年 2 月15日に関東財務局長に提出
- (4) 金融商品取引法第24条の 5 第 4 項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第 2 項第 9 号の 4 の規定に基づく臨時報告書を2019年 3 月11日に関東財務局長に提出
- (5) 金融商品取引法第24条の 5 第 4 項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第 2 項第 4 号の規定に基づく臨時報告書を2019年 3 月26日に関東財務局長に提出